

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注									
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護 (1) 20分未満 (163単位) (2) 20分以上30分未満 (244単位) (3) 30分以上1時間未満 (387単位) (4) 1時間以上 (567単位に30分を増すごとに +82単位)	-1/100	-1/100	併帯時間が20分から起算して25分を増すごとに+82単位(195単位を限度)	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算								
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位) (2) 45分以上 (220単位)													+25/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者等支援研修施設等による場合 ×30/100 指定居宅介護事業所が重度訪問介護従事者養成研修等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所が重度訪問介護従事者養成研修等により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×88/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)																				
ニ 初回加算	(1月につき +200単位)																				
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)																				
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																				
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)																				
チ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数×245/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位数×224/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位数×182/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位数×145/1000) (五) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×221/1000) (六) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×208/1000) (七) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×200/1000) (八) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×187/1000) (九) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×184/1000) (十) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×169/1000) (十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×165/1000) (十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×158/1000) (十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×142/1000) (十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×139/1000) (十五) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×121/1000) (十六) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×118/1000) (十七) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×100/1000) (十八) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×76/1000)	注 所定単位数は、以下に示す通り算定した単位数の合計																			

※ 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」と並び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定単位の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
※ 業務経統計面未定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日までの算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経緯計画未策定減算	介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算
 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)
 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)

ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×100/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×79/1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×63/1000)	
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき +所定単位×88/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき +所定単位×84/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき +所定単位×83/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき +所定単位×78/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき +所定単位×73/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき +所定単位×67/1000)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき +所定単位×65/1000)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき +所定単位×68/1000)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき +所定単位×59/1000)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき +所定単位×54/1000)	
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき +所定単位×52/1000)	
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき +所定単位×48/1000)	
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき +所定単位×44/1000)	
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき +所定単位×39/1000)	

「特別地域訪問入浴加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入

※ 業務経緯計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100
 -○○/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 常に1日以上、20分以上の看護計画又は看護記録による訪問を行う場合算定可能																			
	(2) 30分未満																			
	(3) 30分以上1時間未満																			
	(4) 1時間以上1時間30分未満																			
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100																			
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 常に1日以上、20分以上の看護計画又は看護記録による訪問を行う場合算定可能																			
	(2) 30分未満																			
	(3) 30分以上1時間未満																			
	(4) 1時間以上1時間30分未満																			
ハ 定期巡回（随時対応）訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,381単位)	※看護記録による訪問が1回である場合 ×95/100																			
ニ 初回加算 (1) 特別地域訪問看護(1) (1回につき +320単位) (2) 特別地域訪問看護(2) (1回につき +300単位)																				
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)																				
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)																				
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定) (1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																				
チ サービス提供体制強化加算 (1) イ及びロを算定する場合 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +8単位) (2) ハを算定する場合 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +50単位)																				

※ 「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミネルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額算定の算定の際、当該算定単位の単位数を算入
 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、緊急時看護、深夜の訪問看護に係る加算を算定できないとする。
 ※ 看護記録による訪問が1回である場合×95/100を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 308単位	-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算 リハビリテーションマネジメント加算(イ) 1月につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 1月につき +213単位	特別地域訪問リハビリテーション加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 短期集中リハビリテーション実施加算	認知症初期発見時のリハビリテーション加算 白粉塗布療法加算 1日につき +200単位 1月につき +2400単位 1日につき +200単位 1月につき +2400単位	1回につき +50単位 (認知症) 1回につき +50単位 (認知症) 1回につき +50単位 (認知症) 1回につき +50単位 (認知症) 1回につき +50単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											
ロ 病院器具回収加算		3600単位を加算										
ハ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)										
<small>「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入 「認知症初期発見時のリハビリテーション加算」及び「白粉塗布療法加算」は、算定対象外</small>												

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (315単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (437単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (446単位)				
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時緊急総合管理科 又は特定施設入居者管理等 認定施設管理科を認定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)					
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (437単位)					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (460単位)					
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(317単位) (437単位) (441単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (308単位)	+100単位			特別な薬剤の投薬が行われている在宅 の利用者又は居住系施設入居者等に対 して、当該薬剤の使用に際する必要な薬 学管理指導を行った場合 +230単位 在宅中心移動支援 加算 +150単位
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (417単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)				
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (318単位)					
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (379単位)					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位)					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (445単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (467単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)				
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (328単位)					
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (467単位)					
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (3) (1)及び(2)以外の場合	(262単位) (326単位) (325単位)				

※ ハ(2)一(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養等及びがん不全や緩和ケア等で治療が困難な患者等については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ 一について、社会的なケア管理を行っている施設が、当該利用者の身体機能(認知・特別)個別の栄養管理を行う必要がある等の特別な取組を行った場合は、当該指定期間の30日間(同一)を超えて、6回(2回を限度)まで算定できる。
 ※ 二について、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。

基本部分	基本部分										基本部分										基本部分										基本部分																																																																																																																																																																																																																																																									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50																																																																																																																																																																																																																																						
1. 1階部分 2階部分 3階部分 4階部分 5階部分 6階部分 7階部分 8階部分 9階部分 10階部分 11階部分 12階部分 13階部分 14階部分 15階部分 16階部分 17階部分 18階部分 19階部分 20階部分 21階部分 22階部分 23階部分 24階部分 25階部分 26階部分 27階部分 28階部分	1階部分										2階部分										3階部分										4階部分										5階部分										6階部分										7階部分										8階部分										9階部分										10階部分										11階部分										12階部分										13階部分										14階部分										15階部分										16階部分										17階部分										18階部分										19階部分										20階部分										21階部分										22階部分										23階部分										24階部分										25階部分										26階部分										27階部分										28階部分									
	1階部分										2階部分										3階部分										4階部分										5階部分										6階部分										7階部分										8階部分										9階部分										10階部分										11階部分										12階部分										13階部分										14階部分										15階部分										16階部分										17階部分										18階部分										19階部分										20階部分										21階部分										22階部分										23階部分										24階部分										25階部分										26階部分										27階部分										28階部分									

一 昇降機室加算	(1階につき、900単位を加算)
二 昇降機室加算	(1階につき、12単位を加算)
三 サービス階加算	(1階につき、22単位を加算)
四 サービス階加算	(1階につき、18単位を加算)
五 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)

六 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
七 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
八 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
九 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
十 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
十一 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
十二 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
十三 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
十四 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
十五 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
十六 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
十七 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
十八 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
十九 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
二十 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
二十一 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
二十二 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
二十三 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
二十四 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
二十五 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
二十六 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
二十七 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
二十八 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
二十九 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)
三十 サービス階加算	(1階につき、6単位を加算)

※ 「発生原因又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に適用(ハザードゾーンを行う場合)」、「中山間地域等に居住する者へのサービス階加算」、「サービス階強化加算」及び「介護職員互換改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目
 ※ サービス階強化加算については、発生原因又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合、その算定額を算入
 ※ サービス階強化加算については、発生原因又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合、その算定額を算入
 ※ サービス階強化加算については、発生原因又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合、その算定額を算入

8 短期入所生活介護費

Main table with columns for classification (e.g., 11, 12, 21, 22), unit type (e.g., 1人1室), and various cost components (e.g., 基本費, 食費, 雑費). It includes a detailed table for 11 短期介護型 入居生活介護費 and 21 短期介護型 居宅生活介護費.

Summary table for 12 短期介護型 居宅生活介護費, including 12-1 居宅介護型 居宅生活介護費 and 12-2 短期介護型 居宅生活介護費.

Summary table for 21 短期介護型 居宅生活介護費, including 21-1 短期介護型 居宅生活介護費 and 21-2 短期介護型 居宅生活介護費.

※ 算定表は介護保険法第121条に基づき算定されたものである。介護報酬の算定については、令和7年7月31日までの期間適用となる。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット別に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体的実用未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	當下編が設備基準を満たさない場合	夜室を有しない場合	認知症行動・心理症状状態対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合											
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (705 単位) 要介護2 (756 単位) 要介護3 (806 単位) 要介護4 (857 単位) 要介護5 (908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中心を得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位											
		b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (722 単位) 要介護2 (766 単位) 要介護3 (839 単位) 要介護4 (893 単位) 要介護5 (946 単位)																					
		c 診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (723 単位) 要介護2 (775 単位) 要介護3 (827 単位) 要介護4 (879 単位) 要介護5 (932 単位)																					
		d 診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要介護1 (813 単位) 要介護2 (864 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,016 単位)																					
		e 診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (847 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (954 単位) 要介護4 (1,006 単位) 要介護5 (1,059 単位)																					
		f 診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (888 単位) 要介護3 (941 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,045 単位)																					
		(二) 診療所短期入所療養介護費	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>											要介護1 (624 単位) 要介護2 (670 単位) 要介護3 (715 単位) 要介護4 (762 単位) 要介護5 (807 単位)										
			b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>											要介護1 (734 単位) 要介護2 (779 単位) 要介護3 (825 単位) 要介護4 (871 単位) 要介護5 (917 単位)										
		(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>											要介護1 (887 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,039 単位) 要介護5 (1,090 単位)	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(中心を得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
														(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>										
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)																							
(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (835 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (937 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,039 単位)																							
	(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 (864 単位) 要介護2 (918 単位) 要介護3 (970 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,076 単位)																					
	(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 (854 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (959 単位) 要介護4 (1,010 単位) 要介護5 (1,062 単位)																					
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位)		1日につき +60単位																					
	(二) 4時間以上5時間未満 (948 単位)																							
	(三) 5時間以上6時間未満 (1,316 単位)																							
(4) 口語機能強化加算 (1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))																								
(5) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																								
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		1日につき +60単位																					
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																							
(7) 特定診療費																								
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	1日につき +60単位																						
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)																							
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	1日につき +60単位																						
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																							
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																							
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき +標準単位数×61/1000)	※標準単位数は、(1)から(9)までの加算額と標準単位数の合計																						
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき +標準単位数×47/1000)																							
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき +標準単位数×36/1000)																							
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき +標準単位数×29/1000)																							
	a 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1日につき +標準単位数×46/1000)																							
	b 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1日につき +標準単位数×44/1000)																							
	c 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1日につき +標準単位数×42/1000)																							
	d 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1日につき +標準単位数×40/1000)																							
	e 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1日につき +標準単位数×39/1000)																							
	f 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1日につき +標準単位数×35/1000)																							
	g 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1日につき +標準単位数×35/1000)																							
	h 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1日につき +標準単位数×31/1000)																							
	i 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1日につき +標準単位数×31/1000)																							
	j 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1日につき +標準単位数×30/1000)																							
k 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1日につき +標準単位数×24/1000)																								
l 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1日につき +標準単位数×26/1000)																								
m 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1日につき +標準単位数×20/1000)																								
n 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1日につき +標準単位数×15/1000)																								

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 身体的実用未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、身体症や及び多歩の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 「介護職員等処遇改善加算(V)」については、令和7年3月31日まで算定可能。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	介護費	食事費	生活費	その他	介護費	食事費	生活費	その他	介護費	食事費	生活費	その他	介護費	食事費	生活費	その他	介護費	食事費	生活費	その他	
基本部分																					
甲 特設施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (542 単位)	+70/100	-10/100			介護費	1日につき +38単位	食事費	1日につき +21単位	生活費	1日につき +10単位	その他	1日につき +120単位								
	要介護2 (609 単位)					介護費	1日につき +38単位	食事費	1日につき +21単位	生活費	1日につき +10単位	その他	1日につき +120単位								
	要介護3 (679 単位)					介護費	1日につき +38単位	食事費	1日につき +21単位	生活費	1日につき +10単位	その他	1日につき +120単位								
	要介護4 (744 単位)					介護費	1日につき +38単位	食事費	1日につき +21単位	生活費	1日につき +10単位	その他	1日につき +120単位								
	要介護5 (813 単位)					介護費	1日につき +38単位	食事費	1日につき +21単位	生活費	1日につき +10単位	その他	1日につき +120単位								
甲 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき)		+70/100	-1/100				-1/100	-3/100													
乙 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき)		+70/100																			

① 週1回 週休日を確保 (1日につき 20単位を削減)
② 介護費 週休日を確保 (1日につき 20単位を削減)
③ 食事費 週休日を確保 (1日につき 20単位を削減)

介護費	食事費	生活費	その他
(1) 要介護1付加費 (1) 要介護1付加費 (1) 要介護1付加費 (1) 要介護1付加費 (2) 要介護2付加費 (2) 要介護2付加費 (2) 要介護2付加費 (2) 要介護2付加費 (3) 要介護3付加費 (3) 要介護3付加費 (3) 要介護3付加費 (3) 要介護3付加費 (4) 要介護4付加費 (4) 要介護4付加費 (4) 要介護4付加費 (4) 要介護4付加費 (5) 要介護5付加費 (5) 要介護5付加費 (5) 要介護5付加費 (5) 要介護5付加費			

④ 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき 20単位を削減)
⑤ 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき 20単位を削減)
⑥ 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき 20単位を削減)
⑦ 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき 20単位を削減)

介護費	食事費	生活費	その他
16,355	20,450	24,450	44,532

※ 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき 20単位を削減)
※ 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき 20単位を削減)
※ 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき 20単位を削減)

11 福祉用具貸借費

基本部分	介護費	食事費	生活費	その他
福祉用具貸借費	+1/100	-1/100		

① 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき 20単位を削減)
② 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき 20単位を削減)
③ 特別サービス付特設施設入居者生活介護費 (1日につき 20単位を削減)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	
				高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	特定事業所集積中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3-4-5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1-2 (544単位)								
			要介護3-4-5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1-2 (326単位)								
			要介護3-4-5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1-2 (1,086単位)								
			要介護3-4-5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1-2 (527単位)								
			要介護3-4-5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1-2 (316単位)								
			要介護3-4-5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)		(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)		(1月につき +421単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)		(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)		(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)		(1月につき +250単位)								
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ		(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ		(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ		(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ		(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)		(+900単位)								
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)							

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

2 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注								
			活動を行う職員が不足しない場合	入居者の数が不足しない場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護士等の2名以上が配置されている場合	高齢者のユニットリーダーをユニット単位に配置している場合	身体障害者止まり床施設	安全管理体制未実施	高齢者虐待防止措置未実施	職員の継続研修未実施	使用管理の基準を満たさない場合	活動員配置数	200名以上のケアマネージャー配置数(1)	200名以上のケアマネージャー配置数(2)	認知症ケア	在宅介護支援センター	在宅介護支援センター						
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>【基本型】	要介護1	717	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100		1日につき -5単位	-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき +24単位			1日につき +25単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位 (週5日を 確保)	1日につき +120単位 (週3日を 確保)	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位
		要介護2	763																				
		要介護3	828																				
		要介護4	883																				
	(2) 介護保健施設サービス費(2) <従来型個室>【在宅療養型】	要介護1	786																				
		要介護2	863																				
		要介護3	928																				
		要介護4	952																				
	(3) 介護保健施設サービス費(3) <多床室>【基本型】	要介護1	793																				
		要介護2	843																				
		要介護3	908																				
		要介護4	961																				
	(4) 介護保健施設サービス費(4) <多床室>【在宅療養型】	要介護1	871																				
		要介護2	947																				
		要介護3	1,014																				
		要介護4	1,072																				
(1) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>【療養型】	要介護1	758																					
	要介護2	843																					
	要介護3	960																					
	要介護4	1,041																					
(2) 介護保健施設サービス費(2) <多床室>【療養型】	要介護1	859																					
	要介護2	924																					
	要介護3	1,044																					
	要介護4	1,121																					
(1) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>【療養型】	要介護1	758																					
	要介護2	837																					
	要介護3	933																					
	要介護4	1,019																					
(2) 介護保健施設サービス費(2) <多床室>【療養型】	要介護1	839																					
	要介護2	918																					
	要介護3	1,016																					
	要介護4	1,092																					
(1) 介護保健施設サービス費(1) <従来型個室>	要介護1	703																					
	要介護2	748																					
	要介護3	812																					
	要介護4	865																					
(2) 介護保健施設サービス費(2) <多床室>	要介護1	913																					
	要介護2	777																					
	要介護3	859																					
	要介護4	941																					
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(1) <ユニット型個室>【基本型】	要介護1	802	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100		1日につき -5単位	-1/100	-3/100	1日につき -14単位	1日につき +24単位			1日につき +25単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位 (週5日を 確保)	1日につき +120単位 (週3日を 確保)	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位
		要介護2	848																				
		要介護3	913																				
		要介護4	968																				
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(2) <ユニット型個室>【在宅療養型】	要介護1	876																				
		要介護2	952																				
		要介護3	1,018																				
		要介護4	1,077																				
	(3) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(1) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要介護1	802																				
		要介護2	848																				
		要介護3	913																				
		要介護4	968																				
	(4) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(2) <ユニット型個室の多床室>【在宅療養型】	要介護1	876																				
		要介護2	952																				
		要介護3	1,018																				
		要介護4	1,077																				
(1) ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室>【療養型】	要介護1	928																					
	要介護2	1,014																					
	要介護3	1,130																					
	要介護4	1,209																					
(2) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要介護1	928																					
	要介護2	1,014																					
	要介護3	1,130																					
	要介護4	1,287																					
(3) ユニット型介護保健施設サービス費(2) <多床室>【療養型】	要介護1	928																					
	要介護2	1,007																					
	要介護3	1,104																					
	要介護4	1,191																					
(4) ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型特別介護保健施設サービス費>	要介護1	784																					
	要介護2	832																					
	要介護3	894																					
	要介護4	948																					
(2) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1	784																					
	要介護2	832																					
	要介護3	894																					
	要介護4	948																					

注 外泊費用	入所者に対して常時における外泊を認めない場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき282単位を算定
注 外泊費用(在宅サービスを利用する場合)	入所者に対して常時における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定
注 ターミナルケア加算	療養型看護以外の場合 療養型看護の場合
(1) 死亡日から前3日以上45日以下	療養型看護以外の場合 (1日につき 72単位を加算) 療養型看護の場合 (1日につき 80単位を加算)
(2) 死亡日から前4日以上30日以下	療養型看護以外の場合 (1日につき 160単位を加算) 療養型看護の場合 (1日につき 160単位を加算)
(3) 死亡日から前2日又は3日	療養型看護以外の場合 (1日につき 910単位を加算) 療養型看護の場合 (1日につき 850単位を加算)
(4) 死亡日	療養型看護以外の場合 (1日につき 1,900単位を加算) 療養型看護の場合 (1日につき 1,700単位を加算)

注 特別優遇			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 67単位を加算)		
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 初期加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)		
ニ 退所時特種情報提供加算(Ⅱ)	(1月につき1回を限度として70単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時特種情報提供加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ヘ 入所前後訪問指導加算(Ⅲ)(Ⅳ)	在宅強化定の場合 (1日につき 450単位を加算) 在宅強化定以外の場合 (1日につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を利用して退所を各都道府県において施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた抱れ目ない支援計画を作成した場合に算定
ト 退所時等支援加算(Ⅱ)	(一) 退所時特種情報提供加算(Ⅰ) (400単位) 退所時特種情報提供加算(Ⅱ) (600単位) (二) 退所時情報提供加算(Ⅰ) (250単位) 退所時情報提供加算(Ⅱ) (250単位) (三) 入退所前連携加算(Ⅰ) (600単位) (四) 入退所前連携加算(Ⅱ) (400単位) (2) 訪問看護提供加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		注 入所期間が1月を超え入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 在宅等に退所した場合に、入所者の生活環境に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活環境等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入退所前連携し、情報提供サービス調整を行った場合
チ 協力医療機関連携加算	(1) 施設・診療所等と連携し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)		注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
リ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算(Ⅱ)	(1日につき 25単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算(Ⅱ)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		注 休養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)は算定していない場合は、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 50単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けたい歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
フ 療養加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
カ 在宅復帰支援情報加算	(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)		
コ カカワフク医療連携事業加算(Ⅱ)	(1) かかワフク医療連携事業加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として140単位を加算) かかワフク医療連携事業加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算) (2) かかワフク医療連携事業加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として240単位を加算) (3) かかワフク医療連携事業加算(Ⅳ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)		
ク 緊急時施設療養費	(1) 緊急時施設療養費 (療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を超えて、1日につき518単位を算定)) (2) 特定治療		
ケ 所定療養費加算(Ⅱ)	(1) 所定療養費加算(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定) (2) 所定療養費加算(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に、1日につき240単位を算定)		
ク 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 2単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ク 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
ネ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
ナ シンパシー・シミュレーション計画書情報加算(Ⅱ)	(1) シンパシー・シミュレーション計画書情報加算(Ⅰ) (1月につき 53単位を加算) (2) シンパシー・シミュレーション計画書情報加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)		
チ 看護マネジメント加算(Ⅱ)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)		
ム 療養支援加算(Ⅱ)	(1) 療養支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 療養支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 療養支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
ウ 自立支援加算(Ⅱ)	(1月につき 300単位を加算)		
キ 科学的介護連携体制加算(Ⅱ)	(1) 科学的介護連携体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護連携体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
フ 安全対策体制加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として70単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
ク 取組感染予防加算	(1月に1回、連続して60日を限度として 240単位を算定)		
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 8単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	<p>① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑥ 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑦ 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑧ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑨ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑪ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑫ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑬ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑭ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑮ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑯ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑰ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑱ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑲ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>⑳ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉑ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉒ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉓ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉔ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉕ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉖ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉗ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉘ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉙ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉚ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉛ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉜ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉝ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉞ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㉟ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊱ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊲ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊳ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊴ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊵ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊶ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊷ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊸ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊹ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊺ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊻ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊼ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊽ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊾ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>㊿ 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1日につき 100単位を加算)</p>		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション(実施加算、認知症短期集中リハビリテーション(実施加算)を適用しない。
 ※ イ(4)及ロ(4)を適用する場合は、(Ⅱ)を適用しない。
 ※ 療養型施設等感染対策については、感染防止の徹底を図るための指針の整備及び実施状況に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 介護医療院サービス

基本部分				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
				活動を円滑に実施し、関係者の協力を得た場合	入居者が入居後、生活の安定を図る場合	医師、薬剤師、看護師、介護士、生活支援士等の協力を得た場合	看護部が定めた特定の職員に限定した人員配置の場合	乗車ユニットに配置している乗車ユニットにおける体制が確保されている場合	身体拘束防止未実施	安全管理体制未実施	高齢者虐待防止措置未実施	業務継続計画未実施	栄養管理の基準を満たさない場合	感染管理の基準を満たさない場合	廃棄物の処理の基準を満たさない場合	活動を円滑に実施し、関係者の協力を得た場合	若年性認知症入居者加入				
イ	I型介護医療院サービス費(1)	(1)	要介護1 (721単位)																		
			要介護2 (832単位)																		
			要介護3 (1,070単位)																		
	(2)	(1)	要介護1 (833単位)																		
			要介護2 (943単位)																		
			要介護3 (1,182単位)																		
	(3)	(1)	要介護1 (821単位)																		
			要介護2 (820単位)																		
			要介護3 (1,055単位)																		
ロ	II型介護医療院サービス費(1)	(1)	要介護1 (694単位)																		
			要介護2 (804単位)																		
			要介護3 (1,039単位)																		
			要介護4 (1,138単位)																		
			要介護5 (1,228単位)																		
			要介護6 (805単位)																		
	(2)	(1)	要介護1 (675単位)																		
			要介護2 (771単位)																		
			要介護3 (981単位)																		
			要介護4 (1,069単位)																		
			要介護5 (1,149単位)																		
			要介護6 (786単位)																		
	(3)	(1)	要介護1 (883単位)																		
			要介護2 (883単位)																		
			要介護3 (1,092単位)																		
			要介護4 (1,181単位)																		
			要介護5 (1,261単位)																		
			要介護6 (859単位)																		
ハ	特別介護医療院サービス費(1)	(1)	要介護1 (659単位)																		
			要介護2 (755単位)																		
			要介護3 (963単位)																		
			要介護4 (1,053単位)																		
			要介護5 (1,133単位)																		
			要介護6 (770単位)																		
	(2)	(1)	要介護1 (648単位)																		
			要介護2 (743単位)																		
			要介護3 (952単位)																		
			要介護4 (1,042単位)																		
			要介護5 (1,121単位)																		
			要介護6 (759単位)																		
	(3)	(1)	要介護1 (861単位)																		
			要介護2 (763単位)																		
			要介護3 (988単位)																		
			要介護4 (1,081単位)																		
			要介護5 (1,168単位)																		
			要介護6 (814単位)																		
ニ	ユニット型I型介護医療院サービス費(1)	(1)	要介護1 (850単位)																		
			要介護2 (960単位)																		
			要介護3 (1,199単位)																		
			要介護4 (1,300単位)																		
			要介護5 (1,392単位)																		
			要介護6 (850単位)																		
	(2)	(1)	要介護1 (960単位)																		
			要介護2 (960単位)																		
			要介護3 (1,199単位)																		
			要介護4 (1,300単位)																		
			要介護5 (1,392単位)																		
			要介護6 (840単位)																		
	ホ	ユニット型II型介護医療院サービス費(1)	(1)	要介護1 (849単位)																	
				要介護2 (951単位)																	
				要介護3 (1,173単位)																	
				要介護4 (1,267単位)																	
				要介護5 (1,353単位)																	
				要介護6 (849単位)																	
(2)		(1)	要介護1 (849単位)																		
			要介護2 (951単位)																		
			要介護3 (1,173単位)																		
			要介護4 (1,267単位)																		
			要介護5 (1,353単位)																		
			要介護6 (849単位)																		
ヘ		ユニット型特別介護医療院サービス費(1)	(1)	要介護1 (798単位)																	
				要介護2 (901単位)																	
				要介護3 (1,126単位)																	
				要介護4 (1,220単位)																	
				要介護5 (1,304単位)																	
				要介護6 (798単位)																	
	(2)	(1)	要介護1 (901単位)																		
			要介護2 (901単位)																		
			要介護3 (1,126単位)																		
			要介護4 (1,220単位)																		
			要介護5 (1,304単位)																		
			要介護6 (808単位)																		

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠所サービス費		入所者に対して居宅における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 婦科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき +30単位)		
チ 遠所待受費補償加算(※2)	(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所待受費補償加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヌ 遠所待受費等加算(※2)	(一) 遠所待受費等加算	a 遠所待受費指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して遠所後の療養上の指導を行った場合 注 遠所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 遠所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 併せて介護支援専門員と遠所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 遠所後訪問指導加算 (遠所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 遠所待受費指導加算 (400単位)	
		d 遠所待受費提供加算 (500単位)	
		e 遠所前準備加算 (250単位)	
(二) 訪問看護指導加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)		
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
ロ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 経口排行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	
キ 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、日設ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る日設ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合	
ク 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ケ 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
コ 特別診療費(※2)			
ク 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
フ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所後7日以内に限り 1日につき200単位を加算)		
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) (二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
ウ 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
キ 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 280単位を加算)		
ノ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
チ 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
チ 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)		
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		

(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×5)×100%	※ 単位数は、イからケまでに計算した単位数の合計
(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×4)×100%	
(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×3)×100%	
(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×2)×100%	
(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×4)×100%	
(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×4)×100%	
(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×4)×100%	
(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×4)×100%	
(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×4)×100%	
(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×4)×100%	
(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×4)×100%	
(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×4)×100%	
(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×3)×100%	
(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×3)×100%	
(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×3)×100%	
(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×3)×100%	
(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×3)×100%	
(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×3)×100%	
(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×3)×100%	
(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×3)×100%	
(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×2)×100%	
(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×2)×100%	
(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位数×2)×100%	
(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位数×2)×100%	
(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位数×1)×100%	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜勤勤務等着換加算を適用しない。
 ※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 業務統計計画未定算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日までの間適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	介護職員2人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分入浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×100/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×94/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×79/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×63/1000)							
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位数×89/1000)							
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位数×84/1000)							
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位数×83/1000)							
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位数×78/1000)							
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位数×73/1000)							
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位数×67/1000)							
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位数×65/1000)							
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位数×68/1000)							
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位数×59/1000)							
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位数×54/1000)							
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位数×52/1000)								
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位数×48/1000)								
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位数×44/1000)								
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位数×33/1000)								

： 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	介護予防訪問看護費	
イ 指定介護予防訪問看護サービスの場合	(1) 30分未満 週1回以上、20分以上の看護時又は看護時による訪問を行った場合は算定可能 (4000単位)	×90/100			対象外(早期の場 合又は深夜の場 合)	1時間30分以上の 介護予防訪問看護 を行った場合	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物 の利用者20人以上 によるサービスを行 った場合	事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物 の利用者20人以上 によるサービスを行 った場合 ×90/100	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +1200単位	1月につき +574単位	1月につき (1)300単位 +500単位 又は (2)300単位 +200単位	利用を開始した日 の属する月から設 計している介護予 防訪問看護費の 算定額を算定する 場合	
	(2) 30分未満 (4000単位)																
	(3) 30分以上1時間未満 (4000単位)																
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (4000単位)																
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (4000単位) ※ 1回120分を超えて実施する場合は50/100																
ロ 訪問又は診療所の 場合	(1) 30分未満 週1回以上、20分以上の看護時又は看護時による訪問を行った場合は算定可能 (4000単位)	×90/100			対象外(早期の場 合又は深夜の場 合)	1時間30分以上の 介護予防訪問看護 を行った場合	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物 の利用者20人以上 によるサービスを行 った場合	事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物 の利用者20人以上 によるサービスを行 った場合 ×90/100	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +1200単位	1月につき +574単位	1月につき (1)300単位 +500単位 又は (2)300単位 +200単位	利用を開始した日 の属する月から設 計している介護予 防訪問看護費の 算定額を算定する 場合	
	(2) 30分未満 (4000単位)																
	(3) 30分以上1時間未満 (4000単位)																
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (4000単位)																
ハ 訪問加算		+1200単位 +4000単位															
ロ 訪問時共同加算		1月につき +300単位															
ハ 看護体制強化加算		1月につき +100単位															
ニ サービス提供体制強化加算		+1200単位 +4000単位															
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1月につき +6単位															
ニ サービス提供体制強化加算		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1月につき +3単位															

※ 「特別地域の介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「在宅時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上によるサービスを行った場合」を適用する場合、当該算定の単位数を算入
 ※ 1月以内の2回目以降の算定時については、当該期間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。
 ※ 算定単位は介護予防訪問看護費にのみ適用され、他の介護予防訪問看護費には適用されない。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	介護予防訪問リハビリテーション費	
イ 介護予防訪問リハビリテーションの場合	訪問又は診療所の場合	1月につき 2000単位	+1,200	+1,200	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上によるサービスを行った場合 ×90/100	指定地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上によるサービスを行った場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +200単位	+1200単位 +4000単位	利用を開始した日の属する月から設計している介護予防訪問リハビリテーション費の算定額を算定する場合	
	介護老人保健施設の場合																
	介護療養施設の場合																
ニ サービス提供体制強化加算		+1200単位 +4000単位															
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1月につき +6単位															
ニ サービス提供体制強化加算		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1月につき +3単位															

※ 「特別地域の介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上によるサービスを行った場合」を適用する場合、当該算定の単位数を算入
 ※ 算定単位は介護予防訪問リハビリテーション費にのみ適用され、他の介護予防訪問リハビリテーション費には適用されない。

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防管理指導費加算	中山間地域等における介護事業料加算	中山間地域等に居住する者のサービス提供加算
イ 居宅訪問介護 （介護訪問費）	(1) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） （Ⅱ）以外	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 （200単位）		
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 （200単位）		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （200単位）		
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ） （Ⅰ）以外	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 （200単位）		
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 （200単位）		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （200単位）		
ロ 居宅訪問介護 （介護訪問費）		+15/100	+10/100	+5/100
イ 居宅訪問介護 （介護訪問費）				
ハ 療養訪問介護 （介護訪問費）	(1) 療養訪問介護の 事業料加算費 （Ⅱ）以外	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 （200単位）	特別地域介護予防管理指導費加算 +100単位	中山間地域等に居住する者のサービス提供加算 +10/100
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 （200単位）		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （200単位）		
	(2) 療養訪問介護の 事業料加算費 （Ⅰ）以外	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 （200単位）		
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 （200単位）		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （200単位）		
イ 居宅訪問介護 （介護訪問費）				
ニ 居宅療養管理指導 （介護訪問費）	(1) 居宅療養管理指導 事業料加算費 （Ⅱ）以外	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 （200単位）		
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 （200単位）		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （200単位）		
	(2) 居宅療養管理指導 事業料加算費 （Ⅰ）以外	(一) 第一種介護住者1人に対して行う場合 （200単位）		
		(二) 第一種介護住者2人以上9人以下に対して行う場合 （200単位）		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 （200単位）		
ロ 居宅療養管理指導 （介護訪問費）		+15/100	+10/100	+5/100
イ 居宅訪問介護 （介護訪問費）				
ロ 居宅療養管理指導 （介護訪問費）				
イ 居宅訪問介護 （介護訪問費）				
ロ 居宅療養管理指導 （介護訪問費）				
イ 居宅訪問介護 （介護訪問費）				
ロ 居宅療養管理指導 （介護訪問費）				

※ Ⅰ及びⅡ（Ⅲ）において、本人家族の介護・中心特別介護住者（Ⅰ）及び特別介護住者（Ⅱ）が介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）及び（Ⅱ）のサービスを受ける場合は、上記のサービス提供加算は適用されず、介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）及び（Ⅱ）のサービスを受ける場合は、上記のサービス提供加算は適用される。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注				
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員が基準を満たさない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合(注1)	注 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合(注2)を満たさない場合		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1									-376単位	-120単位	
		要支援2	(2,268単位)								-752単位	-240単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,268単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位	-376単位	-120単位	
		要支援2	(4,228単位)								-752単位	-240単位	
	介護医療院の場合	要支援1	(2,268単位)								-376単位	-120単位	
		要支援2	(4,228単位)								-752単位	-240単位	
ロ 退院時共同推進加算 (1回につき、600単位)													
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)													
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)													
ホ ロ腔・栄養スクリーニング加算	(1) ロ腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))												
	(2) ロ腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))												
ヘ ロ腔機能向上加算	(1) ロ腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)												
	(2) ロ腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)												
ト 一体的サービス提供加算 (1月につき 480単位を加算)													
チ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)													
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算) 要支援2 (1月につき 176単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算) 要支援2 (1月につき 144単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算) 要支援2 (1月につき 48単位を加算)											
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 土所定単位×86/1000)											
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 土所定単位×83/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 土所定単位×66/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 土所定単位×53/1000)											
	イ) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき 土所定単位×76/1000)										
		(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき 土所定単位×73/1000)										
		(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき 土所定単位×73/1000)										
		(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき 土所定単位×70/1000)										
		(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき 土所定単位×63/1000)										
		(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき 土所定単位×60/1000)										
		(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき 土所定単位×58/1000)										
	ロ) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき 土所定単位×56/1000)										
		(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき 土所定単位×55/1000)										
		(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき 土所定単位×48/1000)										
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)		(1月につき 土所定単位×43/1000)											
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)		(1月につき 土所定単位×45/1000)											
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)		(1月につき 土所定単位×38/1000)											
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)		(1月につき 土所定単位×28/1000)											

注1: 「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		医療行為の提供を受ける場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合	医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者が配置されていない場合		
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	療養費1 (579 単位) 療養費2 (726 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +900単位 (7日間の限度)	1日につき +120単位	在宅療養・在宅療養支援施設加算(Ⅰ)	在宅療養・在宅療養支援施設加算(Ⅱ)	利用者に付する付加料
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰa) <多床室>【標準型】	療養費1 (632 単位) 療養費2 (778 単位)													
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰb) <多床室>【基本型】	療養費1 (613 単位) 療養費2 (774 単位)													
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰc) <多床室>【在宅強化型】	療養費1 (672 単位) 療養費2 (834 単位)													
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	療養費1 (583 単位) 療養費2 (730 単位)													
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱa) <多床室>【標準型】	療養費1 (622 単位) 療養費2 (785 単位)													
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱb) <多床室>【標準型】	療養費1 (583 単位) 療養費2 (730 単位)													
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱc) <多床室>【標準型】	療養費1 (622 単位) 療養費2 (785 単位)													
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	療養費1 (583 単位) 療養費2 (730 単位)													
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲa) <多床室>【標準型】	療養費1 (622 単位) 療養費2 (785 単位)													
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲb) <多床室>【標準型】	療養費1 (583 単位) 療養費2 (730 単位)													
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲc) <多床室>【標準型】	療養費1 (622 単位) 療養費2 (785 単位)													
	(四) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費>	療養費1 (566 単位) 療養費2 (711 単位)													
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳa) <多床室>	療養費1 (601 単位) 療養費2 (758 単位)													
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳb) <多床室>	療養費1 (624 単位) 療養費2 (789 単位)													
		d ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳc) <ユニッツ型個室>【基本型】	療養費1 (680 単位) 療養費2 (846 単位)													
ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニッツ型個室>【基本型】	療養費1 (624 単位) 療養費2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +240単位	1日につき +900単位 (7日間の限度)	1日につき +120単位	在宅療養・在宅療養支援施設加算(Ⅰ)	在宅療養・在宅療養支援施設加算(Ⅱ)	利用者に付する付加料
		b ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰb) <ユニッツ型個室>【在宅強化型】	療養費1 (680 単位) 療養費2 (846 単位)													
		c 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニッツ型個室の多床室>【基本型】	療養費1 (624 単位) 療養費2 (789 単位)													
		d 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニッツ型個室の多床室>【在宅強化型】	療養費1 (680 単位) 療養費2 (846 単位)													
	(二) ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニッツ型個室>【標準型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)													
		b 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニッツ型個室の多床室>【標準型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)													
		c ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニッツ型個室>【標準型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)													
		d 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニッツ型個室の多床室>【標準型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)													
	(三) ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニッツ型個室>【標準型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)													
		b 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニッツ型個室の多床室>【標準型】	療養費1 (653 単位) 療養費2 (817 単位)													
		c ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニッツ型個室>【標準型】	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)													
		d 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニッツ型個室の多床室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)													
	(四) ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	a ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニッツ型個室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)													
		b 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニッツ型個室の多床室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)													
		c ユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニッツ型個室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)													
		d 経過のユニッツ型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニッツ型個室の多床室>	療養費1 (611 単位) 療養費2 (770 単位)													

※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務経費対面未定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)については、令和7年3月31日まで適用する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症患者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位)										
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位)										
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <多床室>	要支援1 (589 単位)										
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位)										
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位)										
		要支援2 (666 単位)											
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <従来型個室>	要支援1 (471 単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要支援1 (537 単位)										
		要支援2 (678 単位)											
		要支援2 (684 単位)											
		要支援2 (780 単位)											
		要支援2 (769 単位)											
		要支援2 (775 単位)											
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位)											
	要支援2 (775 単位)												
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位)											
	要支援2 (804 単位)												
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (634 単位)											
	要支援2 (793 単位)												
(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位)												
要支援2 (775 単位)													
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位)												
要支援2 (804 単位)													
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (634 単位)												
要支援2 (793 単位)													
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))													
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)												
	(二)認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)												
(6) 特定診療費													
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (I) (1月につき 100単位を加算)												
	(二) 生産性向上推進体制加算 (II) (1月につき 10単位を加算)												
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)												
(9) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×51/1000)												
	(二) 介護職員等処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×47/1000)												
	(三) 介護職員等処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×36/1000)												
	(四) 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1月につき +所定単位×29/1000)												
	a. 介護職員等処遇改善加算 (V)(1) (1月につき +所定単位×46/1000)												
	b. 介護職員等処遇改善加算 (V)(2) (1月につき +所定単位×44/1000)												
	c. 介護職員等処遇改善加算 (V)(3) (1月につき +所定単位×42/1000)												
	d. 介護職員等処遇改善加算 (V)(4) (1月につき +所定単位×40/1000)												
	e. 介護職員等処遇改善加算 (V)(5) (1月につき +所定単位×39/1000)												
	f. 介護職員等処遇改善加算 (V)(6) (1月につき +所定単位×35/1000)												
	g. 介護職員等処遇改善加算 (V)(7) (1月につき +所定単位×35/1000)												
	h. 介護職員等処遇改善加算 (V)(8) (1月につき +所定単位×31/1000)												
	i. 介護職員等処遇改善加算 (V)(9) (1月につき +所定単位×31/1000)												
	j. 介護職員等処遇改善加算 (V)(10) (1月につき +所定単位×30/1000)												
k. 介護職員等処遇改善加算 (V)(11) (1月につき +所定単位×24/1000)													
l. 介護職員等処遇改善加算 (V)(12) (1月につき +所定単位×26/1000)													
m. 介護職員等処遇改善加算 (V)(13) (1月につき +所定単位×20/1000)													
n. 介護職員等処遇改善加算 (V)(14) (1月につき +所定単位×15/1000)													

注
所定単位は、(1)から(8)までにより算出した単位数の合計

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算 (V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (193 単位)	×70/100	-10/100										
	要支援2 (319 単位)												
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 57単位)		×70/100	-1/100										
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (250単位)													
二 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)													
ホ 高齢者施設等感染対策向上加算 (イを算定する場合のみ算定)													
ヘ 新興感染症等感染対策費													
ト 生活性向上推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)													
チ サービス提供体制強化加算													

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
(1) 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)	(1) 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(1)	(1月につき 10単位を加算)	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(2)	(1月につき 5単位を加算)	(1) 新興感染症等感染対策費	(1月につき、1週間の感染対策費(200単位を算定))	(1) 生活性向上推進体制加算(1)	(1月につき 100単位を加算)	(2) 生活性向上推進体制加算(2)	(1月につき 10単位を加算)
(2) 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)	(2) 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(1)	(1月につき 10単位を加算)	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(2)	(1月につき 5単位を加算)	(1) 新興感染症等感染対策費	(1月につき、1週間の感染対策費(200単位を算定))	(1) 生活性向上推進体制加算(1)	(1月につき 100単位を加算)	(2) 生活性向上推進体制加算(2)	(1月につき 10単位を加算)
(1) サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 20単位を加算)	(2) サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 18単位を加算)	(3) サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき 6単位を加算)								

注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
(1) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 193単位)	(2) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 319単位)	(3) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 57単位)	(4) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)	(5) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)	(6) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)	(7) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)
(1) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 193単位)	(2) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 319単位)	(3) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 57単位)	(4) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)	(5) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)	(6) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)	(7) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)
(1) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 193単位)	(2) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 319単位)	(3) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 57単位)	(4) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)	(5) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)	(6) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)	(7) 介護予防特定施設入居者生活介護費	(1日につき 250単位)

※ 要支援1 5,032単位
 ※ 要支援2 10,531単位
 ※ 身体拘束禁止未実施加算については、0を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未実施加算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
[業務継続計画未実施加算についてはこちら](#)

9 介護予防福祉用具費

基本部分	注	注	注	注	注
介護予防福祉用具費 (要支援1又は要支援2の者については、要しず付用品、特設寝台、特設トイレ、床ずれ防止用品、手すり、歩行器、歩行補助杖、移動用トイレ、移動用便器、移動用便器)	-1/100	-1/100	交通費に相当する額を事業者の所在地に居住する1居住の単位の別として算定する(100/100E算定)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業者の所在地に居住する1居住の単位の別として算定する(100/100E算定)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業者の所在地に居住する1居住の単位の別として算定する(100/100E算定)

注：「特別地域介護予防福祉用具費加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、文書添付管理の対象外となる算定項目
 ※ 要支援1又は要支援2の者については、要しず付用品、特設寝台、特設トイレ、床ずれ防止用品、手すり、歩行器、歩行補助杖、移動用トイレ、移動用便器、移動用便器を算定しない。(ただし、別居労働大臣が定める状態にある者を除く)
 ※ 高齢者虐待防止措置未実施加算については、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未実施加算については令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +4単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)				(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)					
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)							
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)					
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計							
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)								
	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)								
	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)								
	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)								
	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)								
	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)								
	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)								
	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)								
	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)								
	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)								
	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)								
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)									
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)									
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)									
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)									

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			登録者が登録職員を雇入した場合	従業員の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外者に別して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100		+5/100
		要介護2 (15,370 単位)									
		要介護3 (22,359 単位)									
		要介護4 (24,677 単位)									
		要介護5 (27,209 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (8,423 単位)									
		要介護2 (13,849 単位)									
		要介護3 (20,144 単位)									
		要介護4 (22,233 単位)									
		要介護5 (24,516 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)										
	要介護2 (640 単位)										
	要介護3 (709 単位)										
	要介護4 (777 単位)										
	要介護5 (843 単位)										
ハ 初算加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)									
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)									
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)									
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)									
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間の重複))											
ヘ 若年認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)											
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)									
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)									
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)									
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)											
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)											
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)									
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)									
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヲ ロ 回 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)											
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
ヨ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 760単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 390単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)									
ホ 小規模職員処遇改善加算	1) 小規模職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×149/1000)									
	2) 小規模職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×146/1000)									
	3) 小規模職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×134/1000)									
	4) 小規模職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位数×106/1000)									
	5) 小規模職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位数×130/1000)									
	6) 小規模職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき +所定単位数×121/1000)									
	7) 小規模職員処遇改善加算(Ⅶ)	(1月につき +所定単位数×129/1000)									
	8) 小規模職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき +所定単位数×118/1000)									
	9) 小規模職員処遇改善加算(Ⅸ)	(1月につき +所定単位数×103/1000)									
	10) 小規模職員処遇改善加算(Ⅹ)	(1月につき +所定単位数×101/1000)									
	11) 小規模職員処遇改善加算(Ⅺ)	(1月につき +所定単位数×85/1000)									
	12) 小規模職員処遇改善加算(Ⅻ)	(1月につき +所定単位数×71/1000)									
	13) 小規模職員処遇改善加算(Ⅼ)	(1月につき +所定単位数×68/1000)									
	14) 小規模職員処遇改善加算(Ⅽ)	(1月につき +所定単位数×56/1000)									

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」
 ※ 小規模職員処遇改善加算は、支給限度基準額の算定対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			活動を行う職員の数確保のため必要となる場合	利用者の数に制限がある場合	介護従事者の数が多すぎない場合	身体拘束は未実施計算	高齢者虐待防止措置の実施	業務統計計画未実施計算	3ユニットで稼働を行う職員を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費	注
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (765 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 (801 単位)											
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (765 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 (801 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月16日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)											
	(2) 死亡日前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)											
	(3) 死亡日前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)											
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)												
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談・診療を行う体制を確保している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 100単位を加算)											
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ)	(1日につき 57単位を加算)											
	(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	(1日につき 47単位を加算)											
	(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	(1日につき 37単位を加算)											
	(4) 医療連携体制加算Ⅱ	(1日につき 5単位を加算)											
ヘ 通院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)												
ト 遠隔地情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))												
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)											
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)											
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)											
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)												
ロ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)												
ワ ロ経 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))												
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)												
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)											
タ 新興感染症等施設稼働費	(1月に1回、連続して65日を限度として 240単位を算定)												
レ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)											
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)											
※ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1日につき、所定単位数×186/1000)											
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1日につき、所定単位数×178/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1日につき、所定単位数×155/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1日につき、所定単位数×125/1000)											
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1日につき、所定単位数×183/1000)											
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	(1日につき、所定単位数×166/1000)											
	(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)	(1日につき、所定単位数×155/1000)											
	(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき、所定単位数×148/1000)											
	(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき、所定単位数×133/1000)											
	(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)	(1日につき、所定単位数×125/1000)											
	(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)	(1日につき、所定単位数×120/1000)											
	(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)	(1日につき、所定単位数×132/1000)											
	(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)	(1日につき、所定単位数×119/1000)											
	(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)	(1日につき、所定単位数×97/1000)											
	(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)	(1日につき、所定単位数×102/1000)											
<p>※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分天給限度基準額に含まれる。</p> <p>※ 身体拘束禁止未実施加算については、0円算定する場合は、令和7年1月1日から適用する。</p> <p>※ 業務統計計画未実施加算については、概算の予約及び老老起の防止のための緩和の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。</p> <p>※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで算定可能。</p>													

注 歯科医師又は歯科医師の指示を仰ぐ歯科衛生士が、介護職員に對する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を1回1日以上行っている場合

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分	標準				標準				標準				標準			
	看護・介護業務の 費が標準に ない場合	身体障害者 福祉施設 等	障害者 福祉施設 等	療育施設 等	1. 認知症介護 費(1)	2. 認知症介護 費(2)	3. 認知症介護 費(3)	4. 認知症介護 費(4)	5. 認知症介護 費(5)	6. 認知症介護 費(6)	7. 認知症介護 費(7)	8. 認知症介護 費(8)	9. 認知症介護 費(9)	10. 認知症介護 費(10)	11. 認知症介護 費(11)	12. 認知症介護 費(12)
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (546 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (685 単位) 要介護4 (750 単位) 要介護5 (820 単位)	-10/100			1日につき +35単位	1日につき +22単位	1月につき +100単位 (3月に1回実施 費)	1日につき +200単位 +100単位 (認知症介護費 は、1日につき+ 100単位)	1日につき +12単位	1日につき +20単位	1日につき +30単位	1日につき +10単位	1日につき +18単位	1日につき +9単位	1日につき +22単位	1日につき +50単位 (6月に3回各 実施)
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (546 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (685 単位) 要介護4 (750 単位) 要介護5 (820 単位)	-1/100	-1/100	-3/100												

ハ 認知・認知症介護(イを算定する場合のみ算定)	(1) 1日につき 20単位を加算
ニ 看護・介護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症介護加算(1) (1) 認知症介護(1) 1日につき 45単位以下 (2) 認知症介護(2) 1日につき 72単位を加算 (3) 認知症介護(3) 1日につき 14単位を加算 (4) 認知症介護(4) 1日につき 68単位を加算 (5) 認知症介護(5) 1日につき 280単位を加算 (6) 認知症介護(6) 1日につき 45単位以下 (7) 認知症介護(7) 1日につき 57単位を加算 (8) 認知症介護(8) 1日につき 64単位を加算 (9) 認知症介護(9) 1日につき 110単位を加算 (10) 認知症介護(10) 1日につき 170単位を加算
ホ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(1) 1日につき 3単位を加算 (2) 認知症専門ケア加算(2) 1日につき 4単位を加算
ヘ 社会的介護連携体制加算(イを算定する場合のみ算定)	1日につき 40単位を加算
ト 高齢者施設等連携体制向上加算	(1) 高齢者施設等連携体制向上加算(1) 1日につき 10単位を加算 (2) 高齢者施設等連携体制向上加算(2) 1日につき 5単位を加算
チ 高齢者施設等連携体制向上加算	(1) 1日につき 20単位を加算
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) 1日につき 100単位を加算 (2) サービス提供体制強化加算(2) 1日につき 10単位を加算
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) 1日につき 20単位を加算 (2) サービス提供体制強化加算(2) 1日につき 18単位を加算 (3) サービス提供体制強化加算(3) 1日につき 6単位を加算

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (546 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (685 単位) 要介護4 (750 単位) 要介護5 (820 単位)	-10/100			1日につき +35単位	1日につき +22単位	1月につき +100単位 (3月に1回実施 費)	1日につき +200単位 +100単位 (認知症介護費 は、1日につき+ 100単位)	1日につき +12単位	1日につき +20単位	1日につき +30単位	1日につき +10単位	1日につき +18単位	1日につき +9単位	1日につき +22単位	1日につき +50単位 (6月に3回各 実施)
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (546 単位) 要介護2 (614 単位) 要介護3 (685 単位) 要介護4 (750 単位) 要介護5 (820 単位)	-1/100	-1/100	-3/100												

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、認知症介護費を算定しない。
 ※ 身体障害者福祉施設等については、介護費を算定しない。
 ※ 療育施設等については、療育費を算定しない。

8 複合型サービス費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	登録者数が登録定員を超える場合又は	従業員数が従業員に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務統計計画未実施減算	減少サービスに対する減算	サライイ体制未実施減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の属性履違事により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により機関に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1(12,447単位) 要介護2(17,415単位) 要介護3(24,681単位) 要介護4(27,766単位) 要介護5(31,408単位)					×70/100	×97/100	+15/100					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1(11,214単位) 要介護2(15,531単位) 要介護3(22,057単位) 要介護4(25,017単位) 要介護5(28,299単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100			+10/100	+5/100	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき30単位を加算)													
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき920単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき890単位を加算) (3) 認知症加算(Ⅲ)(1月につき760単位を加算) (4) 認知症加算(Ⅳ)(1月につき460単位を加算)												
ホ 認知症行動・心理症状対応加算(ロを算定する場合のみ算定)(1日につき200単位を加算(7日間を限度))													
ヘ 看護情報システム利用費入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき800単位を加算)													
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき50単位を加算)													
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき200単位を加算(1月に2回を限度))													
リ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき20単位を加算(6月に1回を限度)) (2) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき5単位を加算(6月に1回を限度))												
ロ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1回につき+150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)(1回につき+160単位(月2回を限度))												
ル 通院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき600単位を加算)													
イ 食事管理加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき774単位を加算)													
ロ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき250単位を加算)												
ハ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき250単位を加算)													
ニ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき2,500単位を加算)													
フ 遠隔での診察加算(イを算定する場合のみ算定)(150単位を加算)													
ヘ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき500単位を加算)												
ト 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(1月につき200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)(1月につき800単位を加算)												
チ 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき19単位を加算)												
リ 接せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 接せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき20単位を加算)												
ロ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき40単位を加算)													
ハ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき10単位を加算)												
サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき250単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき12単位を加算)												
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき149,000単位) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき149,000単位) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき134,000単位) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき100,000単位) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1月につき116,000単位) (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)(1月につき101,000単位) (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)(1月につき85,000単位) (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (11) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (12) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (13) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (14) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (15) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (16) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (17) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (18) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (19) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位) (20) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)(1月につき85,000単位)												
注													

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。
 ※ 業務統計計画未実施減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注	注
			登録者が定員数を超えている場合	又 は 定業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位) 要支援2 (6,972 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位) 要支援2 (6,281 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位) 要支援2 (531 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日限を限度))											
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 450単位を加算)											
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)								
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)											
ヌ 生産性向上推進体制加算			(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)								
ル サービス提供体制強化加算			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 600単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算) (2) ロを算定している場合								
ヲ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(VI) (1月につき 十萬円単位×149/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(VII) (1月につき 十萬円単位×146/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(VIII) (1月につき 十萬円単位×134/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十萬円単位×106/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十萬円単位×132/1000) (6) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十萬円単位×121/1000) (7) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十萬円単位×118/1000) (8) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十萬円単位×102/1000) (9) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 十萬円単位×101/1000) (10) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 十萬円単位×89/1000) (11) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 十萬円単位×117/1000) (12) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 十萬円単位×85/1000) (13) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 十萬円単位×71/1000) (14) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 十萬円単位×68/1000) (15) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 十萬円単位×66/1000) (16) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 十萬円単位×56/1000)								

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の数に勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	コンピュータで記録を行う職員の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間で原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間で原簿)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 遠隔情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 遠隔相談支援加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
リ 実業管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
サ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)										
カ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
ヨ 生産性向上推進体制加算			(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
レ 介護職員等処遇改善加算			<p>注 所定単位数は、イからウまでにより算定した単位数の合計</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×186/1000)</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×178/1000)</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×155/1000)</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×125/1000)</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位数×163/1000)</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×156/1000)</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×155/1000)</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×148/1000)</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×133/1000)</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×125/1000)</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×120/1000)</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×132/1000)</p> <p>(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×112/1000)</p> <p>(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×97/1000)</p> <p>(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×102/1000)</p> <p>(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×89/1000)</p> <p>(17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×89/1000)</p> <p>(18) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×66/1000)</p>										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分別限度基準額に含まれる。
 ※ 身体拘束廃止未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。